

上高野原第 6 自治会
災害時初動対応マニュアル

2023 年 4 月 1 日

上高野原第 6 自治会・防災会

—千葉県八千代市上高野—

目 次

1.このマニュアルについて	3
1-1.マニュアルの目的	3
1-2.災害時対策の検討課題（マニュアル）について	4
2.自治会と防災会の連携について	5
2-1.平常時	5
2-2.大規模災害発生時	5
3.大地震発生時、ご自身の初期動作	6
4.自治会・防災会の初期行動	7
5.災害応急対策室	8
5-1.災害応急対策室（以下「対策室」）の目的	8
5-2.対策室の体制	8
5-3.対策室開設の流れ	8
5-4.対策本部設置の可否判断	9
6.災害対策本部／仮避難所の開設準備	10
7.安否確認・救護	11
7-1.安否確認の目的	11
7-2.安否確認の動き方	11
7-3.ネット安否確認について	12
8. 災害対策本部／仮避難所の解散・撤収	13
9.「無事です」カードの使い方	14
10.災害発生時の組織体制	15
11.防災会・自治会役員連携体制	16
12.第6自治会仮避難所・防災倉庫	17
13.第6自治会防災倉庫 収納品リスト	18
14.周辺の避難場所など	20
【避難所マップ】	20
15.震度の目安	21
16.平常時の家庭での備え	22
17.防災活動情報	23
18.【資料】上高野原第六自治会防災会規約	24
19.【資料】自治会規約	27

1.このマニュアルについて

1-1.マニュアルの目的

- 1)「災害時初動対応マニュアル」は、実際に大地震が起きた場合を想定した、防災会役員、自治会役員の基本的な初期動作を記載したもので、いざという時に、慌てず、冷静な判断が出来るように準備するためのものです。加えて、自治会員全員にも共有することを想定しています。

- 2)「災害時初期対応」は、大規模災害（大地震）発生した際、自治会役員と防災会役員がどのような初期行動を行うか、自治会の住民の安否確認、仮避難の体制をどのようにするかなど、判断の目安と動き方を記載しました。

- 3)災害時の対応をスムーズに行えるよう、「平常時」における自治会と防災会との連携、基本的な防災意識も記載しています。

1-2.災害時対策の検討課題（マニュアル）について

本マニュアルに加えて、大規模災害時の初期対応に関連する検討課題を下記に列挙します。

(1) 災害対策本部運営に関する検討課題

①安否確認の方法

* 無事な人 * けが人 * 要支援者 * 独居高齢者 * 来訪者 * 外出時の被災の場合など

②災害時グループ体制、行動訓練

③八千代市との連携：定期的な連絡も

④周辺自治会との連携

⑤指定避難所運営への協力体制（考え方）

⑥大規模災害発生時の諸課題（マニュアル化、可視化すべきこと）

(2) 仮避難所運営マニュアル（仮称）

* 防災井戸

* ウイルス対策

* 受付／入退室

* 応急救護

* 電源供給；スマホ充電等

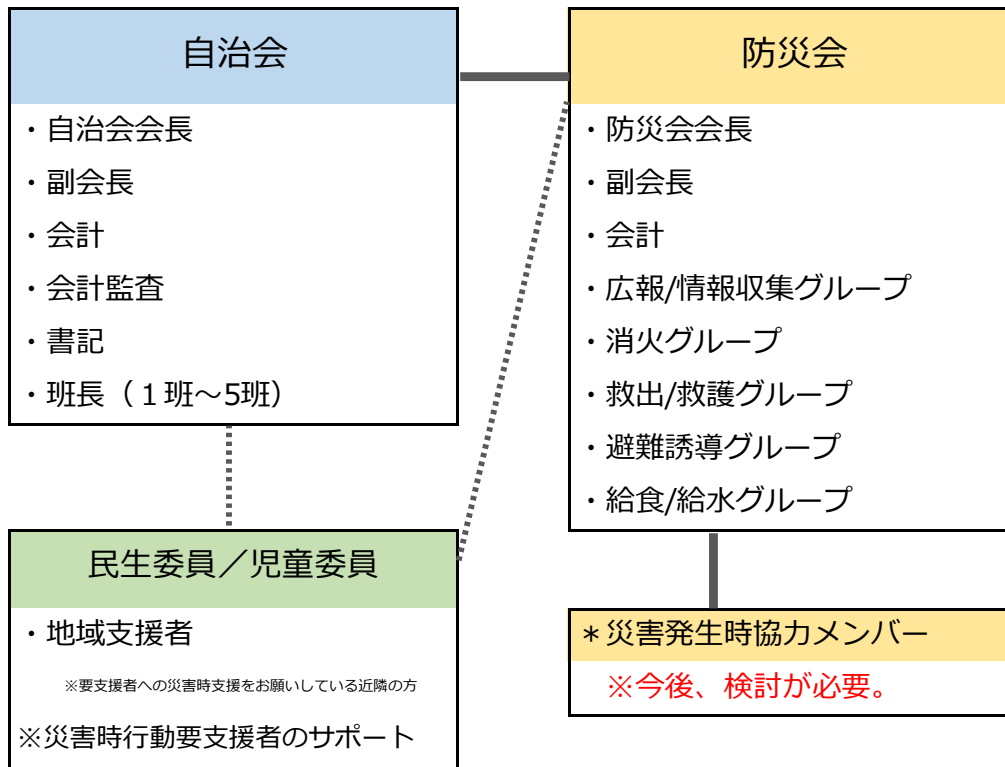
* ペットの対応

* トイレなどの衛生環境の提供

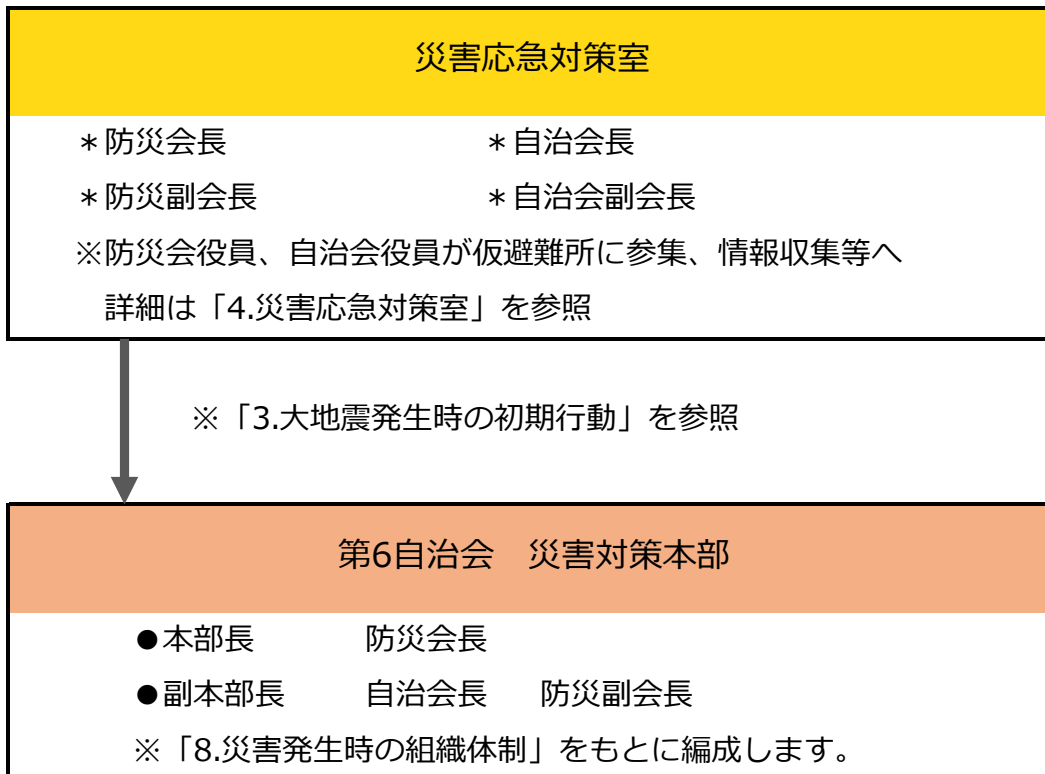
* 健康、安全の確保

2.自治会と防災会の連携について

2-1.平常時



2-2.大規模災害発生時



3.大地震発生時、ご自身の初期動作

大地震が発生！

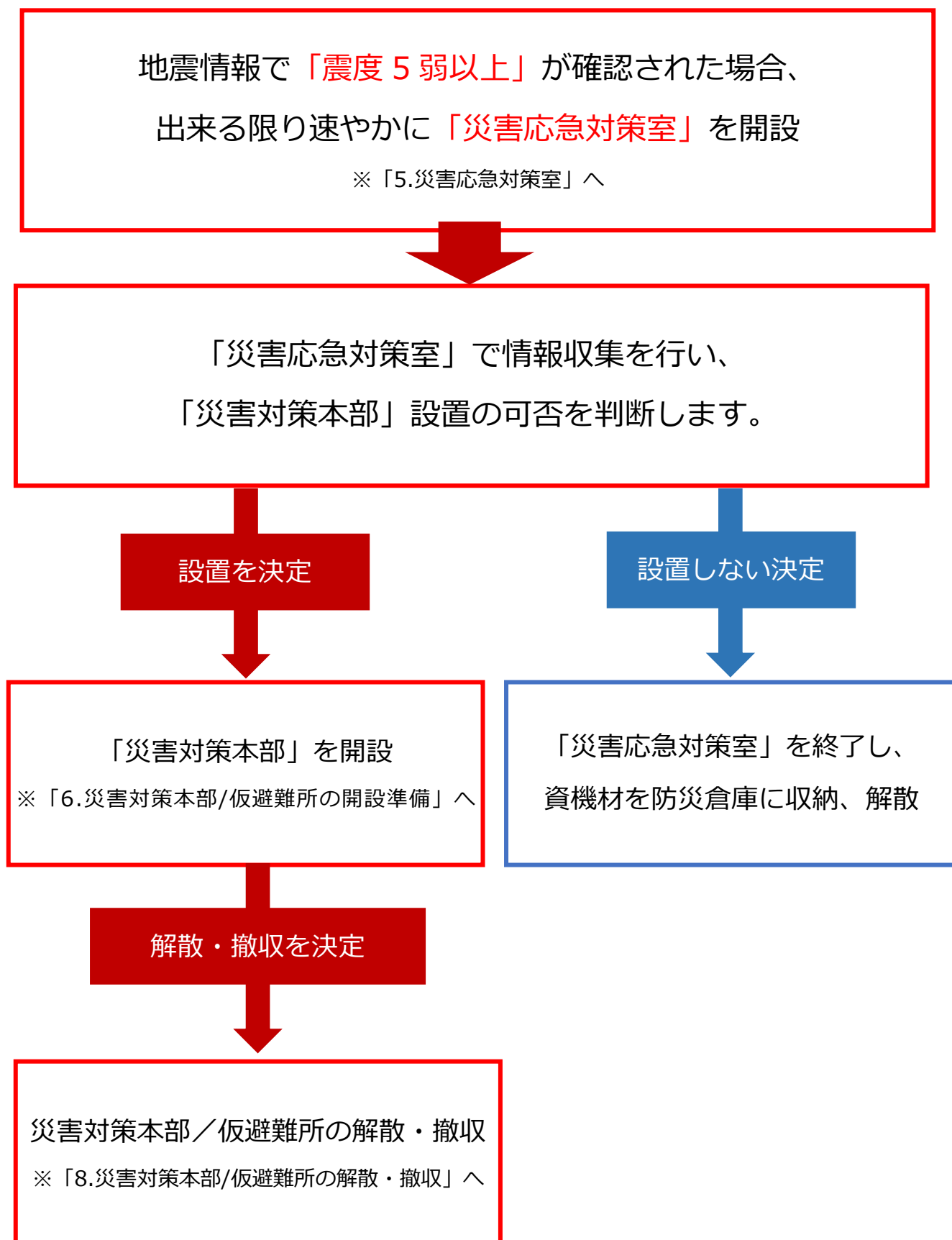
時間（目安）	動作	具体的な行動例
大地震発生時	自分自身の安全確保	<ul style="list-style-type: none">・落下物に気をつけ、テーブルの下などに身を寄せます。・ガスコンロや石油ストーブを止めます。



揺れが収まるのを待つ！

時間（目安）	動作	具体的な行動例
大地震発生から 10分～30分	ご家族の安否確認	<ul style="list-style-type: none">・火の始末、ガス元栓やブレーカを遮断します。・地震情報を確認します。・ご家族の安否を確認します。・無事だった場合は、「無事です！」カードを掲示します。

4.自治会・防災会の初期行動



5.災害応急対策室

5-1.災害応急対策室（以下「対策室」）の目的

- ①災害対策本部（以下「対策本部」）の設置可否を判断するための情報収集
- ②防災会役員および自治会役員の安否と状況把握。
- ③大地震発生直後における自治会内の状況確認と情報共有
- ④市役所発信の情報収集と自治会員への通知、自治会ホームページの最新情報アップ

5-2.対策室の体制

* 室長 : 防災会長

* 副室長 : 自治会長、防災副会長

5-3.対策室開設の流れ

1	役員集合（仮避難所）	<ul style="list-style-type: none">○参集が可能な防災会役員、自治会役員は、仮避難所に集合します。○駆けつけることが難しい場合、 所定の方法で防災会長、自治会長等に連絡します。 ※役員の状態確認方法を別途検討が必要。
2	対策室の開設準備	<ul style="list-style-type: none">①防災倉庫を開錠する。②防災会会長（防災会副会長、自治会長）を中心に、仮避難所に情報収集の体制を作る。 ※地震発生の時刻、当日の天候などで、対応が異なることが予想される。防災訓練で対応方法を積み上げる。③仮テントの設置、発電機の試運転など、事務局を開設します。④自治会員への連絡、安否などの情報収集の準備、対応を開始します。
3	参集メンバーの確認	<ul style="list-style-type: none">* 仮避難所に来た方の名簿チェック* 近隣の状況、安否情報の聞き取りと記録 ※記録、情報共有の方法は別途検討が必要。

5-4.対策本部設置の可否判断

(1) 対策本部立上げの判断基準について

防災会会長、自治会会長が、以下の災害情報（市役所の動向）なども踏まえて、災害対策本部の設置を決定します。

- ①震度の見極め：余震の予想、状況把握
- ②市の災害対策本部の開設判断：情報確認
- ③被害状況：家屋（屋根、壁など）、電柱、道路、
- ④インフラ被害：電気・ガス・水道、電話などのインフラ被害など
- ⑤死傷者の発生有無・状況
- ⑥複数の火災発生
- ⑦その他自治会内、周辺地域の状況

(2) 可否判断後の動き

★対策本部を設置する場合★

「6.災害対策本部／仮避難所の開設準備」へ

* 対策室は「災害対策本部事務局」となります。

★対策本部は設置しない場合★

<p>応急対策室（移行・終了）</p>	<p>①応急対策室の継続、終了を防災会会長（または当日責任者：自治会会長、防災副会長）が判断します。</p> <p>②終了が決定したら、仮テント、機材の収納など、後片付けを行います。</p>
---------------------	---

6.災害対策本部／仮避難所の開設準備

1	災害時グループの決定	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長、副本部長は、「災害時グループ体制」をもとに、責任者を任命、役割分担を確認します。 ・順次参集するメンバーの役割分担も同様。 <p>※災害時グループ体制の検討が必要。</p>
---	------------	--



2	仮避難所テントの設営	<p>仮避難所のテント設営は、8人以上が必要。</p> <p>→集まっていない時は、安否確認できた方にヘルプを声がけして、人員を確保する。</p>
---	------------	---



災害時グループの活動開始		
1	仮避難所受付の設置	<ul style="list-style-type: none"> * 仮避難所受付（安否確認）の受付を設置します。 * 受付業務を開始します。 <p>【注記】</p> <p>仮避難所での受付、各ご家庭の「無事です」確認の両方→手順を検討が必要である。</p>
2	資機材の準備	<ul style="list-style-type: none"> * 発電機 * 救護用リアカー * 救護用担架 * テント内の備品（テーブルなど）の設置 * ウイルス感染対策備品の設置
3	安否確認	<p>※「7.安否確認・救護」へ</p>
4	情報収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> * 安否確認情報の集約（リスト化） * 行政（市役所）との連携 * ホームページ等での情報発信 * 本部長への状況報告
5	救護・給水	<ul style="list-style-type: none"> * 参集した方への応急手当て（必要に応じて） * 給水、給食の手配：要否を含めて本部長と検討

※災害時の体制、行動は、役員会、研修会を通じて詰める必要がある。

7.安否確認・救護

7-1.安否確認の目的

- ①けが人の救護、救援手配を速やかに行う。
- ②状況が分からない人の把握：連絡が取れない人（ご家族）の状況など
- ③要支援者、独居高齢者の被害状況の確認（民生委員、近隣の方との連携）

7-2.安否確認の動き方

声かけ・状況確認	<ul style="list-style-type: none">・隣近所への声かけ、火災の有無・「無事です！」カードの確認・班長・防災会役員による安否確認、本部への報告・（必要な場合）一時避難場所への避難
----------	---

↓

※数時間後

地域見回り 負傷者の応急救護	<ul style="list-style-type: none">・消防署通報、初期消火・救出活動・負傷者の応急救護、救護所への搬送
-------------------	--

↓

※避難が長期化する場合

避難状況の確認	<ul style="list-style-type: none">・隣近所の声かけ：自宅、車中避難・仮避難所の運営・指定避難所（村上東小など）との連携・協力
---------	---

【課題】※避難状況の把握；自宅、車中泊、指定避難所

7-3.ネット安否確認について

※役員会、研修会を通じて、具体的な方法を検討していく。
安否を確認する方法（ルート）には以下のようなものが想定される。
それらの内容を一元管理する方法を併せて検討する。

- ①LINE 公式アカウントを使った情報発信
- ②安否確認フォーム（ウェブ）からの安否確認の登録
- ③直接確認した、電話連絡を受けた →対策本部（情報収集グループ）へ連絡する
- ④仮避難所での受付 →情報収集グループと共有する

8. 災害対策本部／仮避難所の解散・撤収

災害対策本部・仮避難所は、被災時の一時的な役割を担います。

したがって、その役割が終了した時点で、本部長、副本部長が解散・撤収の判断することとします。

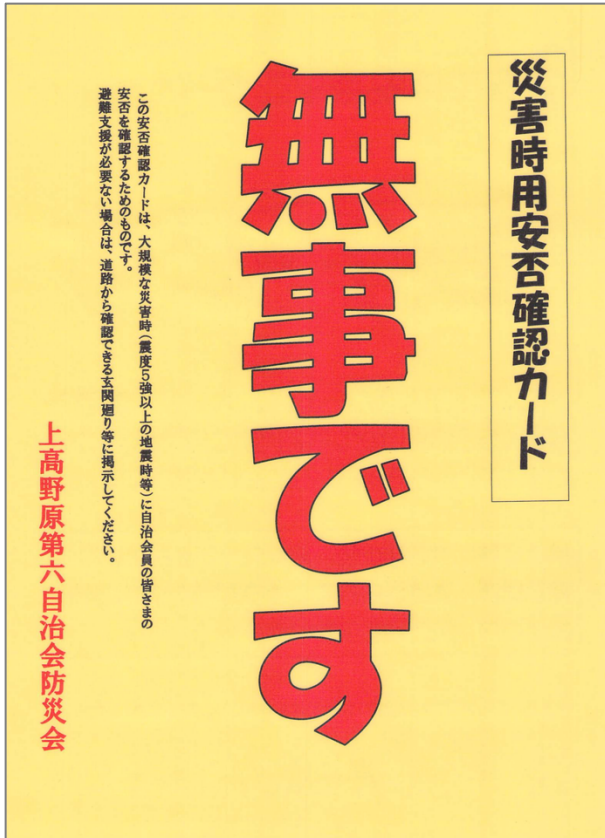
解散・撤収の判断基準は下記の通りとします。

- ①市の避難所が開設した。
- ②自宅での避難が落ち着いた。
- ③災害対策本部、仮避難所がなくなかった。
- ④災害対策本部役員の自宅等で連携できる状況になった。

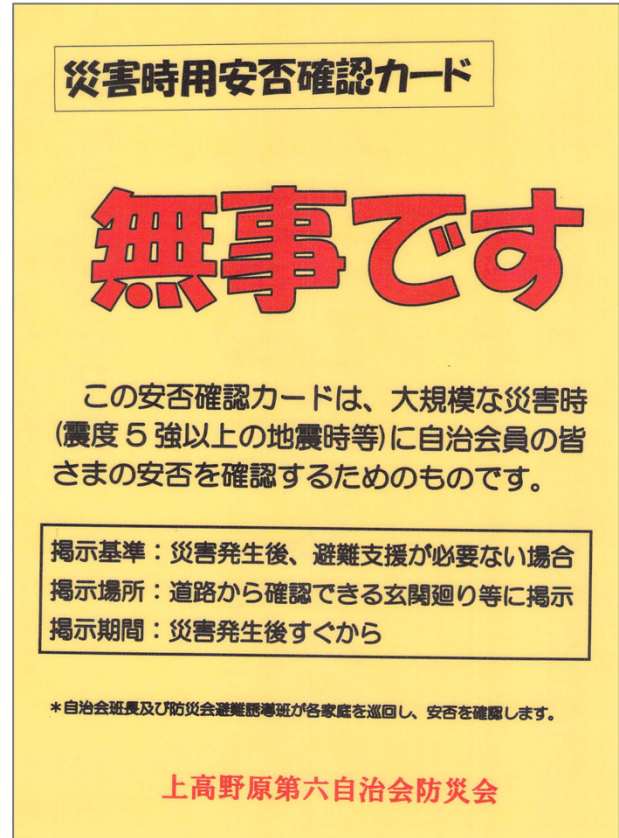
9. 「無事です」カードの使い方

*ご家庭の安全が確認出来た後に、道路から確認できる玄関廻りなどに掲示していただくものです。

【オモテ面】



【裏面】



10.災害発生時の組織体制

※災害時の体制、行動は、役員会、研修会を通じて詰める必要がある。

大規模災害は、いつ発生するか予測できません。

そのため、防災会役員、自治会役員が不在であることも前提におく必要があります。

したがって、平常時の役割分担とは別に、災害時体制を定めます。なお、災害発生時にリーダーが不在の場合は、本部長が分担を決めることとします。

[災害対策本部体制案]

第6自治会 災害対策本部	
●本部長： 防災会長	●副本部長： 自治会長 防災副会長
役割名	主な役割
情報集約・発信	安否確認、災害情報の集約、発信
仮避難所受付	仮避難所での安否受付
要支援者避難支援	要支援者の避難を支援
避難サポート	仮避難所への避難を支援
応急救護	避難者の応急対応、救急連絡
給水・支援物資管理	仮避難所の電源、給水など
指定避難所運営サポート	村上東小の支援

11.防災会・自治会役員連携体制

平常時の連携体制は、下表の通りです。

2023年4月1日現在

役職	名前	自治会班	備考
本部長／自治会会長	藤井忠雄	5班	2023年度
防災会会長	藤井忠雄	5班	
防災会副会長	宮原浩輔	2班	
防災会会計	橋山弘	5班	
会計監査／自治会会計監査			2023年度
広報/情報収集グループ	リーダー	山崎純一郎	4班
	サブリーダー	宮原浩輔	2班
消火グループ	リーダー	齊藤紀巳	5班
	サブリーダー	高橋和美	4班
救出・救護グループ	リーダー	櫛田義則	4班
	サブリーダー	野口和義	4班
避難誘導グループ	リーダー	江田稔	1班
	サブリーダー	江田直子	1班
	サブリーダー	平田芳三	2班
給食・給水グループ	リーダー	大野力	3班
	サブリーダー	大野直子	3班

【注記】防災会の「班」と自治会の「班」が混同するとの意見があり、防災会は「グループ」とした。

12.第 6 自治会仮避難所・防災倉庫

*住 所：〒276-0022 八千代市上高野1537-162 (有)源清掃センター敷地内

*地 図：



13.第6自治会防災倉庫 収納品リスト

第六自治会防災会倉庫収納品一覧表

平成30年2月25日

R2/12/20更新

番号	品名	規格	数量	備考
1	防災倉庫	タクボND-2215(2280x1795x21	1棟	2017.10.6購入(¥131,532)
2	発電機	HONDA EB26 (26KVA) Ser. EZGP-1602497	1台	2017.12.20購入(¥84,240)
3	発電機用ガソリン	1L 缶	9缶	
4	メガホン	PMP30(PyleUSA. Com)	1台	2017.11.23購入(¥3,980)
5	メガホン用電池	単一	5個	
6	チェンソー	CS2501 (RYOBI)Ser.192342(100V	1台	高橋和美様寄贈
7	刈払機	KY202(丸山製作所)Ser.J61634	1台	高橋和美様寄贈
8	// 混合燃料	1L缶	2缶	
9	サーチライト(充電器付き)	PSL-37 (YAMAZEN)	1台	高橋和美様寄贈
10	蛍光ライト	ALB-BSF(110V 85W)	1台	高橋和美様寄贈
11	ハンマー①	3.5kg	1本	高橋和美様寄贈
12	ハンマー②	1.1kg	1本	高橋和美様寄贈
13	ハンマー③	0.9kg	1本	高橋和美様寄贈
14	パール		2本	高橋和美様寄贈
15	電源ケーブル	黄色 (20m)	1本	高橋和美様寄贈
16	折り畳み梯子(4m、14段)	ASH410 (糊アルミス)(1090x49	1台	高橋和美様寄贈
17	屋外テーブル	HT-80(1200x610x550~685	1台	櫛田義則様寄贈
18	寸胴鍋	34φ x30	1台	櫛田義則様寄贈
19	レジャーテント		3張	櫛田義則様寄贈
20	ブルーシート	2間x3間(3.4x5.3m)	2張	高橋和美様寄贈
21	ブルーシート	()間x()間	1張	石井秀幸様寄贈
22	スコップ		5本	第六自治会
23	折り畳みリヤカー	マルチキャリア(SMC-1)	1台	2018.2.3購入(34800円)
24	役員用ベスト(グリーン)		12枚	2018.9.27購入(¥18,960)
25	ヘルメット		12個	2017.10購入(¥13886+)
26	折り畳み式担架		1台	2018.6.5購入(¥2,9160)
27	消火器(収納ケース付き)	PAN-10WXe ABC 3.0kg	6台	2018年設置分(11/25) ¥41664
28	消火器(収納ケース付き)	PAN-10WXe ABC 3.0kg	6台	2019年設置分(11/24)(¥39264)
29	消火器(収納ケース付き)	PAN-10WXe ABC 3.0kg	6台	2020年設置分(11/8)
30	木炭十能、清掃器(小)		5本	第六自治会
31	マット		2枚	
32	テント一式	6mx3m	1式	2019.9.8購入(27,480円)

第六自治会防災会倉庫収納品一覧表

R2/12/20更新

	品名	規格	数量	備考
33	軽量コーン(赤)	700H RE	5	2019.11.17.購入(¥,1515)
34	コーンバー	黒/黄(2m)	2	2019.11.17.購入(¥963)
35	コーンベット	2kgx4、 3kgx1	5	2019.11.17.購入(¥,1618)
36	引き出し保管庫	インサイドワゴン3段	1	2020.2.10.購入(¥3,960)
37	救急箱・応急手当用品	シルバー・18インチ/3層	1	2020.2.9.購入(¥14,802)明細あり
38	折りたたみ水タンク	10L	20	2020.2.10.購入(¥8,300)
39	非常用トイレキット	10セットx10	100	2020.2.14.購入(¥5,500)
40	ポータブル電源(バッグ付き)	E-200(40800mAh/151Wh,AC200V)	1	2020.10.3.購入(¥15,260)
41	ソーラーパネル充電器	Model:SP18V50W(50W,DC18V)	1	2020.10.3.購入(¥12,998)
42	拡声装置一式	Model:TCM-1390 (Sony)	1	2020.12.20.稲子谷様寄贈
43				
44				
45				
46				
47				
48				
49				
50				
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				
58				
59				
60				
61				
62				
63				
64				
65				

14. 周辺の避難場所など

- * 村上東中学校、村上東小学校：指定緊急避難所、指定避難所
- * ふれあいプラザ：指定避難所、福祉避難所
- * 公衆電話：ファミリーマート八千代上高野店

【避難所マップ】



※中台商店：店内にピンク電話あり

15.震度の目安

震度	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
7	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 <u>耐震補強の無い鉄筋コンクリート構造物の多くが崩れる。</u>
6強	立っていることが困難になる。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。 <u>木造の全壊住宅が急増する。</u>
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 <u>木造の全壊住宅が発生する。(数は少数)</u>
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しい。	棚にある食器類、書棚の本で落ちるものが増える。 固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。固定していない家具が移動することがある	電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じる。
4	歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。	棚にある食器類は音を立てる。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く。

17.防災活動情報

情報元	URL	QR コード
避難所の混雑状況 (マップ)	「VACAN (バカン)」 ※八千代市と(株)バカンの提携による 避難所空き状況サイト	
八千代市役所 危機管理課	https://www.city.yachiyo.chiba.jp/121500/	
八千代市 Web 版防災ハザードマップ	https://www.city.yachiyo.chiba.jp/bosai/hazardmap/	
千葉県防災研修センター	https://www.pref.chiba.lg.jp/shougaku/bousaikensyuusentar.html	
千葉県西部防災センター	http://www.bousai-chiba.jp/	
千葉県防災ポータルサイト	https://chiba.secure.force.com/	
千葉県防災政策課	https://www.pref.chiba.lg.jp/bousaik/	
内閣府 防災情報のページ	http://www.bousai.go.jp/index.html	

※2021年11月28日現在

18.【資料】 上高野原第六自治会防災会規約

(名称)

第1条 この会は、上高野原第六自治会防災会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害（以下「地震等」という。）による被害の防止及び軽減を自治会役員と連携協力して図ることを目的とする。

(事務所の所在地)

第3条 本会の事務所は、本会の会長宅に置く。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救援、避難誘導、給食・給水等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要なこと。

(会員)

第5条 本会は、上高野原第六自治会にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名（第六自治会長の兼務とする）
 - (2) 会長 1名
 - (3) 副会長 1名
 - (4) リーダー 5名（サブリーダー若干名）
 - (5) 会計 1名
 - (6) 監査 1名（自治会会計監査の兼務とする）
- 2 役員は、会員の互選による。（本部長、会計監査を除く）
- 3 役員の任期は、2年とする。ただし再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 本部長は自治会と防災会の連携を図る。
- (2) 会長は、本会を代表し、会務を統括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を行う。
- (4) リーダーは、会長の指示を受け事業計画の立案及び活動の推進に当たるとともに、会員を指揮して、平常時または災害発生時の活動を行う。
- (5) 会計は、収支決算を行い、金銭の出納及び保管を行う。
- (6) 監査は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 本会に、総会及び役員会を置く。

(総会)

第9条 総会は、会員の1/2以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、会議の議決は、出席者の過半数（委任状を含む）をもって決定する。同数の場合は議長が決定する。

2 総会は、毎年1回、第六自治会総会と同時に開催する。ただし必要がある場合は、臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次のことを審議する。

- (1) 規約改正に関する事項。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関する事項。
- (3) 事業計画に関する事項。
- (4) 予算及び決算に関する事項。
- (5) 役員の選任または解任に関する事項。
- (6) その他、総会で特に必要と認めた事項。

5 総会での付議事項の一部を、役員会に委任することができる。

(役員会)

第 10 条 役員会は、第 6 条第 1 項に定める役員によって構成し必要に応じ会長が招集する。

2 役員会は、次のことを審議する。

- (1) 総会に提出すべき事項。
- (2) 総会により委任された事項。
- (3) その他、役員会で特に必要と認めた事項。

(防災計画及び大規模災害発生時の活動)

第 11 条 本会は地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。(別紙 1 のとおり)
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導及び給食・給水に関すること。
- (5) その他、必要な事項

3 本会は、大規模災害発生時において第六自治会役員と連携・協力して、次の事項の活動に当たる。

- (1) 大規模災害の状況から必要と判断した時には、本会は防災本部を設置する。
- (2) 役員は、会長の指揮のもと、防災計画にもとづいた緊急時の活動を遂行する。
- (3) 安否確認作業：自治会住民の世帯ごとの安否確認を各班長にお願いするものとし、各班長は経過及び結果を防災本部に報告を行う。
- (4) 被害状況の確認作業：自治会役員は被害状況を確認し、逐次防災本部に連絡を行う。

(経費)

第 12 条 本会の運営に関する経費は、上高野原第六自治会の防災関係費及び八千代市からの補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 13 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(会計監査)

第 14 条 会計監査は毎年 1 回監査を行う。ただし、必要がある場合は臨時にこれを行うことができる。

2 監査は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

(帳簿)

第 15 条 本会には、次の帳簿等を備える。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿 (自治会名簿)
- (3) 役員名簿
- (4) 現金出納帳
- (5) 備品台帳
- (6) 会議議事録

附則

この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

改正

- (1) 第 2 条に「自治会役員と連携協力して」を追加 2019 年 4 月 1 日より実施する。
- (2) 第 11 条 3 及び 3-(1)、3-(2)を追加。 2019 年 4 月 1 日より実施する。
 - * 大規模災害発生時の自治会役員との連携協力について

19. 【資料】 自治会規約

※最新ファイルを確認中。

上高野原第 6 自治会
災害時初動対応マニュアル

発行日：2022 年 4 月 1 日／第 1 版

発行者：上高野第 6 自治会防災会